

有機溶剤作業主任者 再教育 (能力向上教育)

有機溶剤作業主任者（労働安全衛生法第14条）技能講習を修了後、定期的に（5年毎）に再教育を行うなど、能力の向上を図ることが必要である。

（労働安全衛生法第19条の2）

受講対象者： 有機溶剤作業主任者技能講習を修了後、おおむね5年を経過した方
有機溶剤作業主任者再教育を受講してから5年を経過した方
（当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます。）
申込のときに修了証（資格証）の写しが必要です。

講習内容・時間		
科目	範囲	時間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理	2時間
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具	2時間
3 健康管理	(1) 有機溶剤中毒の症状 (2) 健康診断及び事後措置	1時間
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2時間
合計 7時間 (1日間)		

受講された方には後日、修了証を交付します。（当日ではありません）

労働局登録教習機関
一般財団法人 **労働安全衛生管理協会**
本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15（信庄ビル3階）
TEL 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>